

被扶養者認定提出書類一覧

《配偶者》

※（写）の表示がないものは原本が必要です。

必須書類	
（①は事実発生後30日以内の提出が必要、その他は速やかに提出してください）	
①	被扶養者申告書
②	戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
③	健康保険資格喪失証明書（写） 直前に加入していた健康保険発行の証明書 国民健康保険加入の場合は国民健康保険証（写）
④	個人番号申告票 個人番号確認資料の写し添付
⑤	市区町村長発行の所得証明書 1月1日（5月以前に申告する場合は前年1月1日）住民登録している市区町村発行で収入額記載の証明書 市区町村により名称が異なる
⑥	国民年金第3号被保険者関係届（配偶者が60歳以上の場合は不要） 届書へ基礎年金番号または個人番号を記載。記載した基礎年金番号を確認できる書類を添付 ※短期組合員は給与担当課へ提出

その他必要書類				
（複数に該当する場合は、必要となる書類すべて必要）				
	今後収入あり		今後収入なし	
	給与・ 事業収入	年金収入	退職	雇用保険 受給終了
収入見込を確認できる書類（写） 直近3ヶ月分の給与明細書 給与支払額見込証明書 雇用契約書（給与、手当、健康保険加入の有無記載）等 事業収入の場合は最新の確定申告書及び収支内訳書	○			
直近の年金通知書（写） 年金裁（改）定通知書または振込通知書		○		
離職票1及び2 雇用保険に加入していた場合必要 後日提出可			△	
雇用保険受給資格者証（両面写） 最後の認定（支給）期間及び支給終了の印字があるもの				○
学生証（写）			△	
障害者手帳（写）			△	
仕送りを証明する書類（写） 通帳、振込依頼書、現金書留封筒 組合員と被扶養者の氏名、仕送り金額が確認できる書類			△	

○印・・・必須 △印・・・該当の場合必要 空欄・・・不要

上記以外の書類が必要な場合があります。